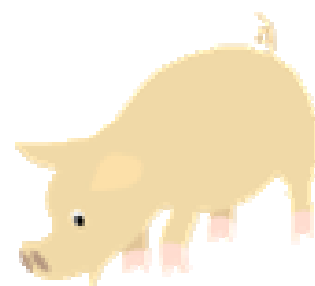


食品循環資源を家畜飼料として再生利用しましょう！

平成13年に食品リサイクル法が施行され、食品循環資源の再生利用等が義務づけられました。

一方、現在の家畜飼料原料の大半は、輸入に依存している状況にあり、国内飼料自給率を向上させることが課題となっています。

このため、食品循環資源を家畜飼料として再生利用すること(エコフィード)を推進しています。

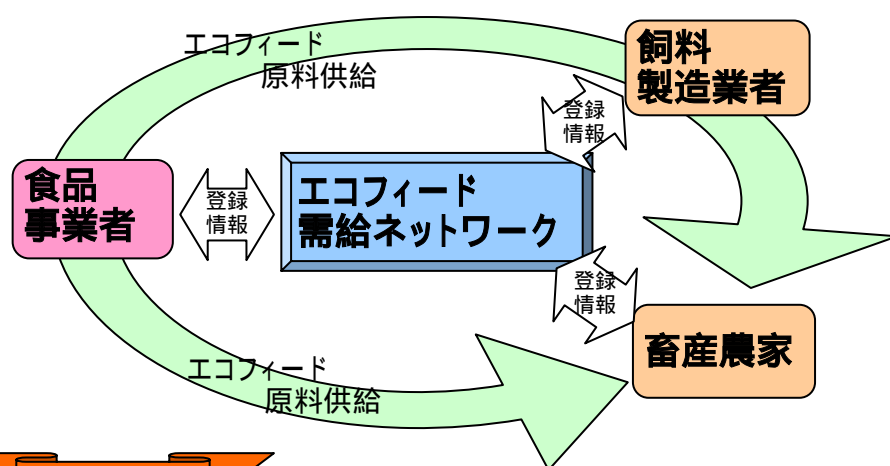


宮城県エコフィード需給ネットワーク

宮城県では、食品事業者、飼料製造業者並びに畜産農家からのエコフィード原料・製品需給情報を提供しています。

「宮城県エコフィード需給ネットワーク」に登録しましょう！

詳細は、宮城県農林水産部畜産課ホームページへ <http://www.pref.miyagi.jp/tikusanka/>



メリット

食品事業者

- ・廃棄物の減少 廃棄物処理費用の低減
- ・飼料として売れば 新しい収益の発生
- ・環境配慮企業としてのイメージアップ

畜産農家

- ・飼料費の削減による所得向上
- ・環境に配慮した循環型農業の実践

お問い合わせ

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

TEL:022-211-2852

FAX:022-211-2859